

医政発0625第8号
平成26年6月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令の施行について

「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第226号)が本日付けで公布・施行されたところである。

この政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 政令の内容

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第24条の2の規定により、診療放射線技師は、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査を行うことを業とすることができるとされているが、この装置として「核医学診断装置」を新たに加えるものとしたこと。

2 施行期日

平成26年6月25日

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十六号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「散腫葉」を「散腫葉」に改め、同条に次の一号を加える。

四 核医学診断装置

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（画像診断装置） 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 一・二 （略） 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。） 四 核医学診断装置</p>	<p>（画像診断装置） 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 一・二 （略） 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬^{どらう}を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。） （新設）</p>